

Case.1

補助金っていくら貰えるの？

1年間（1月～12月）に返還した額の2分の1を補助します。
（宇佐市に居住し、雇用された期間が対象です。）



計算してみよう！

年間返還額：16万円

転入日：平成28年3月15日

雇用開始日：平成28年4月1日 の場合

平成28年返還分の補助金額は…

◎補助の対象となる返還額は→ $16\text{万円} \times (9/12\text{ヵ月})^* = 12\text{万円}$

◎補助金の額は→ $12\text{万円} (\text{対象となる返還額}) \div 2 = 6\text{万円}$
（上限は、奨学金の受給額により異なります。）

※平成28年度返還分は補助対象期間が4月～12月の9ヵ月間。つまり、補助対象の金額も年間返還額の9/12になります。



Case.2

出身は別の市町村なんだけど…

10年以上定住する意志があれば、市内出身の方（Uターン）はもちろん、宇佐市にこれまで居住したことがない方（Iターン）も対象になります。

※Uターン：就学する際に住民票を市外へ移していなくても、アパート等の賃貸借契約書など市外に居住していたことが証明できれば対象となる場合があります。



Case.3

奨学金を一括で返還した場合はどうなるの？

補助金の年間支給額には上限があり、その金額は借入金額によって異なります。
詳しくは、お問い合わせください。



Case.4

どうやって申請するの？

年収や年間返還額を証明する書類が必要なため、申請は奨学金を返還した年の翌年に行ないます。
（申請期間は、毎年1月～2月中旬を予定しています。）

申請書のほか就労証明書や前年の源泉徴収票・奨学金返還額がわかるもの（通帳）などが必要です。

奨学金返還支援の対象となる方は…

- ◎平成28年3月1日以降に宇佐市に転入し、居住した日から1年以内に就職した方
- ◎社会保険などの被用者保険に加入している方（被扶養者は除く）
- ◎大学、短期大学、専修学校専門課程いずれかの在学中に日本学生支援機構の奨学金の貸与を受け奨学金を返済している方
- ◎年収が300万円未満の方
- ◎宇佐市に10年以上定住する意思のある方
- ◎奨学金返還に関するほかの補助金を受給されていない方

※他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

